

養護者による高齢者・障害者虐待に対応する関係機関の 取り組み体制等に関する調査結果（ダイジェスト版）

1. 調査の目的

名古屋市における養護者による高齢者虐待及び障害者虐待の防止と対応に向けた課題を明確にし、虐待対応の仕組みづくりや市民への啓発、支援者への研修等に役立てるため、虐待に関わる関係機関の職員に対して、虐待に関する意識や組織体制等についてアンケート調査により把握する。

2. 調査の概要

○調査対象：名古屋市内3,540事業所に勤務する職員（1事業所あたり1～3名）

＜高齢＞①高齢者虐待受理機関…区役所・支所、いきいき支援センター

②介護保険サービス事業者…居宅介護支援、訪問介護、通所介護の各事業所

＜障害＞①障害者虐待受付機関…区役所・支所、保健所（現 保健センター）、基幹相談支援センター

②障害福祉サービス事業所…計画相談、居宅介護の各事業所

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○調査期間：平成28年11月18日～12月22日

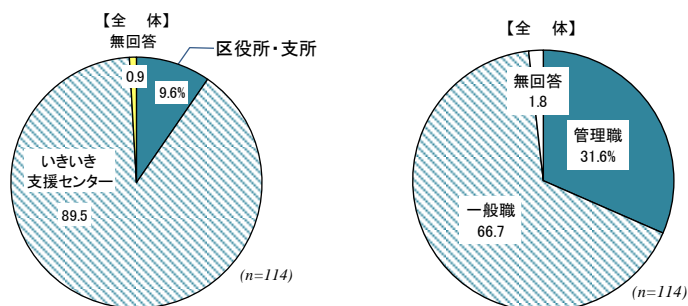
○配布数：10,500票（高齢：7,489、障害：3,011）

○有効回収数：3,483票（高齢：2,514、障害：969） 回収率：33.2%

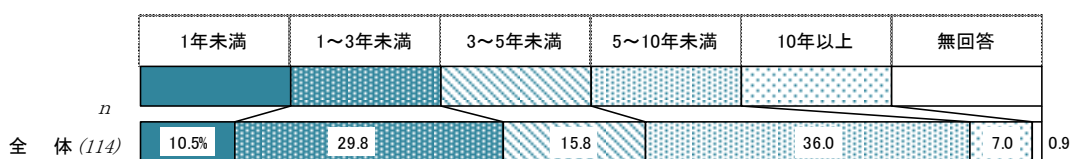
I 調査対象：高齢者虐待受理機関

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別・役職

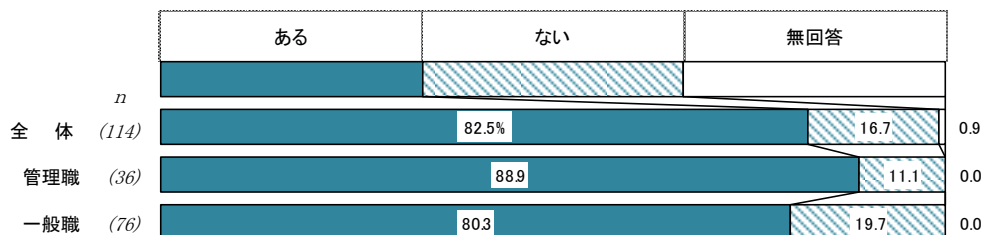


(2) 経験年数



2. 受理機関における組織内の体制について

(1) 高齢者虐待と思われるケースの経験の有無について



「これまでに高齢者虐待かも、と思ったことがない」と回答した16.7%の経験年数を見ると、3年未満の方が63.1%あり、経験年数が短い方にこの傾向が窺えます。受理機関としては、経験年数に関係なく相談の中から虐待事案を見逃さない意識づけは重要であると思われます。

(2) 受理機関内で方針を検討するための会議の実施状況について

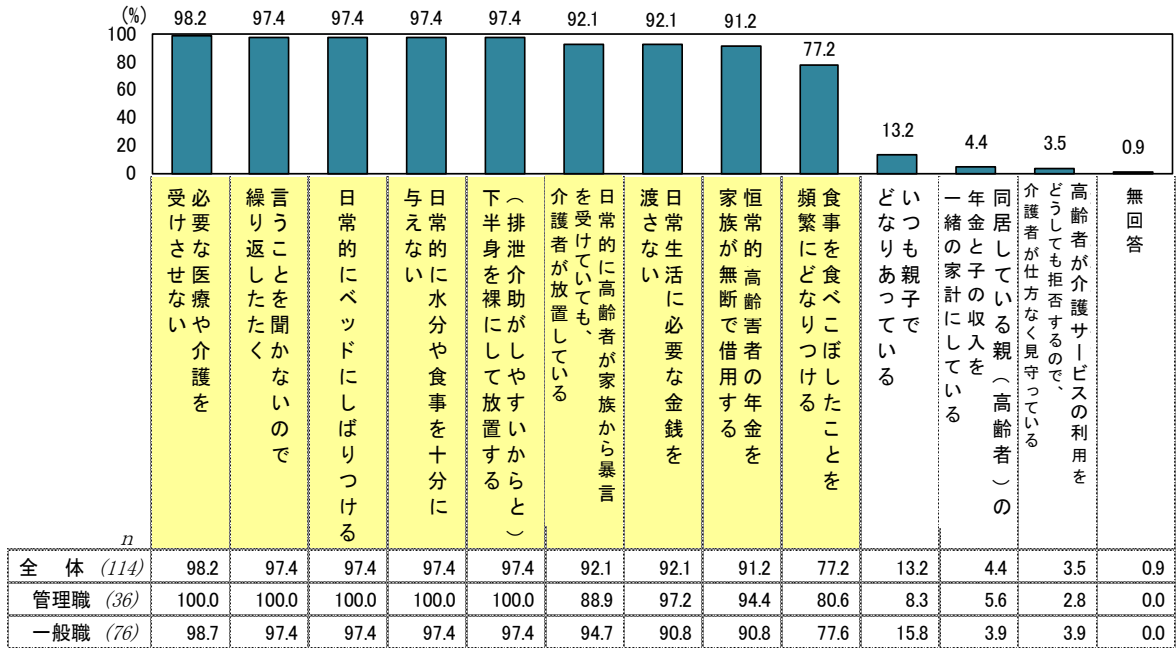
	相談があったそのつど	週1回程度	月1回程度	その他	特に決めていない	わからない	無回答
n							
全体 (114)	88.6	0.0	0.9	0.9	8.8	0.0	0.9
管理職 (36)	83.3	0.0	2.8	0.0	13.9	0.0	0.0
一般職 (76)	92.1	0.0	0.0	1.3	6.6	0.0	0.0

いきいき支援センターでは「相談があったそのつど」の回答が、92.2%です。区役所・支所では、開催頻度を「特に決めていない」の回答が36.4%で、「相談があったそのつど」が63.6%と、全体平均を下回る傾向となりました。

区役所・支所では、業務が多忙の中、通報受理後「相談があったそのつど」の開催は負担があると思われませんが「虐待事案を見逃がさない」「緊急性等が求められる事案が在る」「決して1人で判断しない」等の基本スタンスが重要でありマニュアルに基づいた7日以内の開催が求められます。

3. 高齢者虐待に該当すると思う行為について

(複数回答:制限なし)

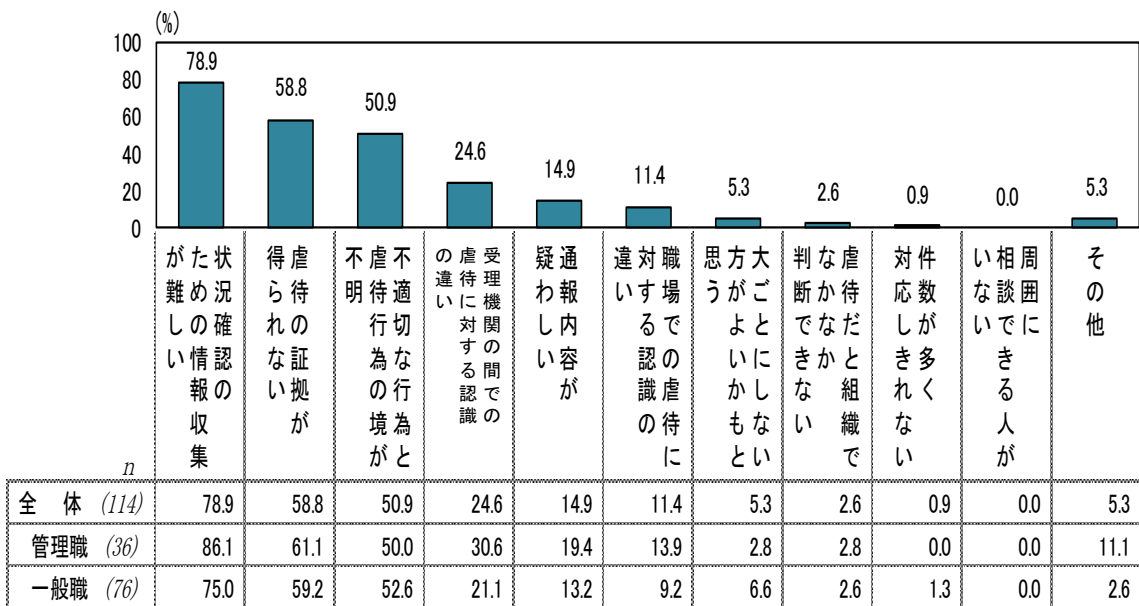


上表中の回答数の多かった設問は高齢者虐待の典型例とされる行為で「食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける」の割合が低くなりました。「虐待にはあたらない」と回答した25人のうち、区役所・支所の管理職が40%、いきいき支援センターの管理職が25%を占めています。また、いきいき支援センターの一般職のうち経験年数が3年以上の方が60%と高い割合となり、管理職や経験年数3年以上の方に対しても、虐待事例の対応等の研修を通じてあらためて虐待事案を見逃さないよう啓発をしていくことが必要です。

4. 高齢者虐待の対応にあたり困難なこと

(1) 高齢者虐待の判断にあたって困難なこと

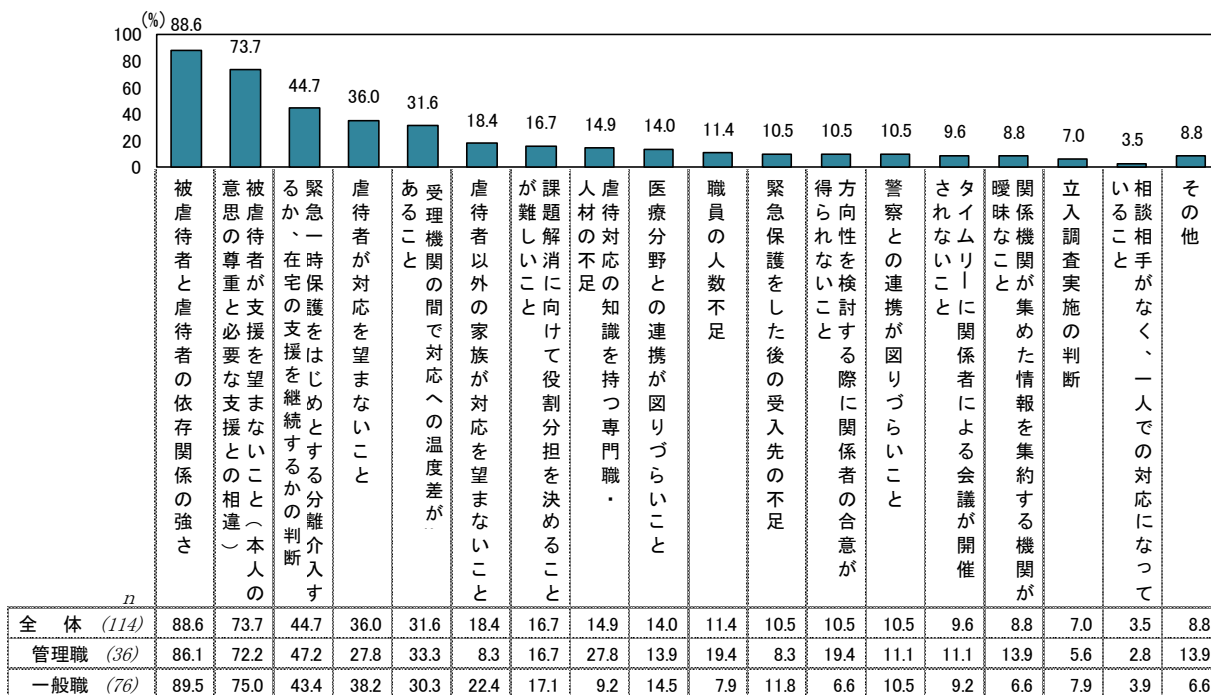
(複数回答:3つまで)



受理機関の多くが「情報収集」や「証拠が得られない」ことで判断の困難さや迷いを感じているという現状ではありますが、正確な判断をするためにも、はじめから「虐待ではない」と決めつけず、継続的な見守り体制を作り、見守りの中で事実確認を積み重ねていく等の努力が求められます。

(2) 高齢者虐待の対応にあたって困難なこと

(複数回答:5 つまで)

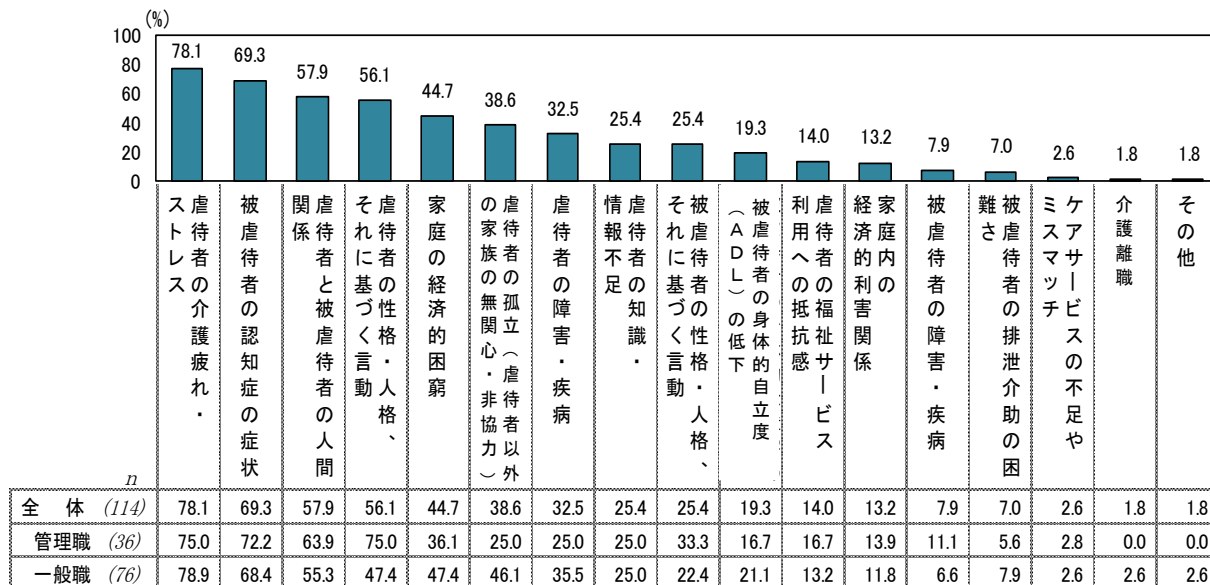


障害者虐待受付機関の調査結果と比べると「被虐待者と虐待者の依存関係の強さ」と回答したのは高齢が88.6%、障害では50.0%でした。また「被虐待者が支援を望まないこと」と回答したのは高齢では73.7%、障害では48.1%、「緊急一時保護をはじめとする分離介入するか、在宅の支援を継続するか判断」が高齢は44.7%、障害は25.0%でした。高齢者虐待の受理機関では「共依存の事案」「支援を望まない事案」「分離介入事案」等に困難性を感じていることがわかります。

5. 高齢者虐待の防止に向けて求められること

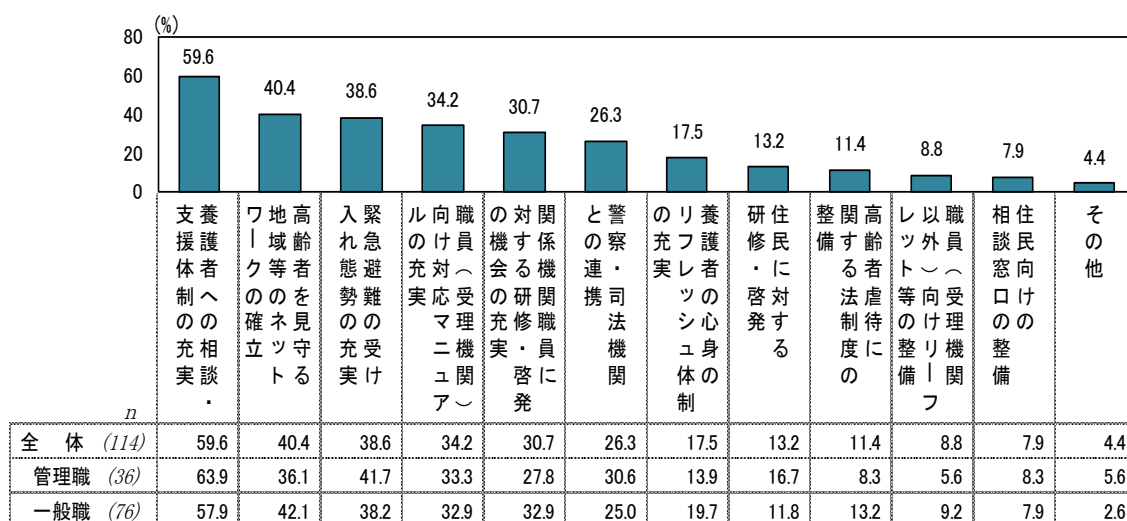
(1) 高齢者虐待の要因について

(複数回答:5 つまで)



(2) 高齢者虐待の防止に向けて必要なこと

(複数回答:3 つまで)



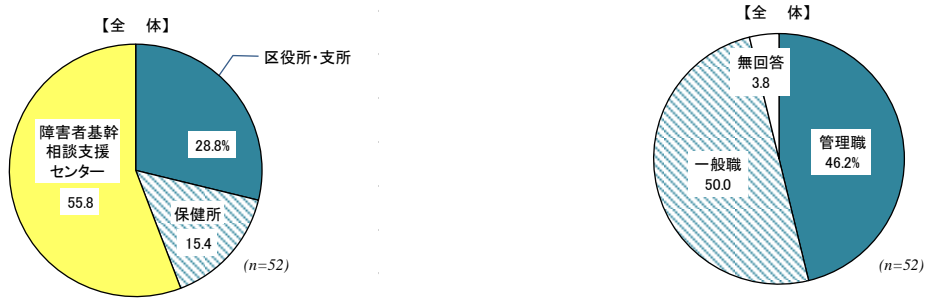
養護者による高齢者虐待の防止に向けて必要なことについて「養護者への相談・支援体制の充実」の回答が最も多くなりました。次いで「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」が4割程度でした。

区役所・支所といきいき支援センターの回答を比較すると、区役所・支所では「緊急避難の受け入れ態勢」の割合が高く、いきいき支援センターでは「高齢者を見守る地域等のネットワーク」「関係機関職員に対する研修啓発の機会」の割合が高い結果になりました。

II 調査対象：障害者虐待受付機関

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別・役職



(2) 経験年数

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	無回答
n						
全体 (52)	13.5%	25.0	25.0	21.2	11.5	3.8

2. 受付機関における組織内の体制について

(1) 障害者虐待と思われるケースの経験の有無

	ある	ない
n		
全体 (52)	76.9%	23.1
管理職 (24)	79.2	20.8
一般職 (26)	76.9	23.1

「これまでに障害者虐待かも、と思ったことがない」と回答した 23.1%の経験年数を見ると、高齢者虐待受理機関の調査結果と比べると、経験年数による傾向はありませんでした。受付機関としては、経験年数に関係なく相談の中から虐待事案を見逃さない意識づけは重要であると思われます。

(2) 受付機関内で方針を検討するための会議の実施状況について

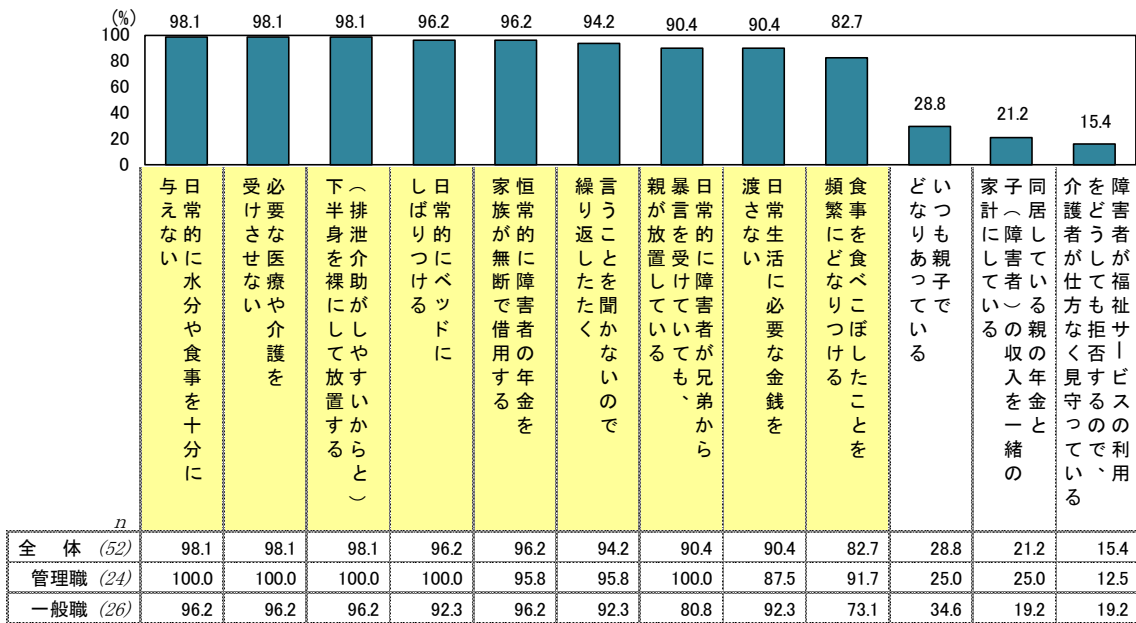
	相談があったそのつど	週1回程度	月1回程度	その他	特に決めていない	わからない	無回答
n							
全体 (52)	61.5	0.0	1.9	1.9	30.8	1.9	1.9
管理職 (24)	58.3	0.0	0.0	4.2	33.3	0.0	4.2
一般職 (26)	61.5	0.0	3.8	0.0	30.8	3.8	0.0

受付機関内で方針を検討するための会議の実施状況は「特に決めていない」との回答が3割でした。判定会議は原則として受付後7日以内に開催することとなっています。業務多忙の中「相談があったそのつど」の開催は負担があると思われますが、「虐待事案を見逃がさない」「虐待事案の中には、緊急性等が求められる事案が在る」「決して1人で判断しない」等の基本スタンスが重要であり、そのためには受付機関内で方針を検討するための会議の適時開催は必須であると考えます。

3. 障害者虐待に該当すると思う行為について

(1) 障害者虐待に該当すると思う行為

(複数回答:制限なし)

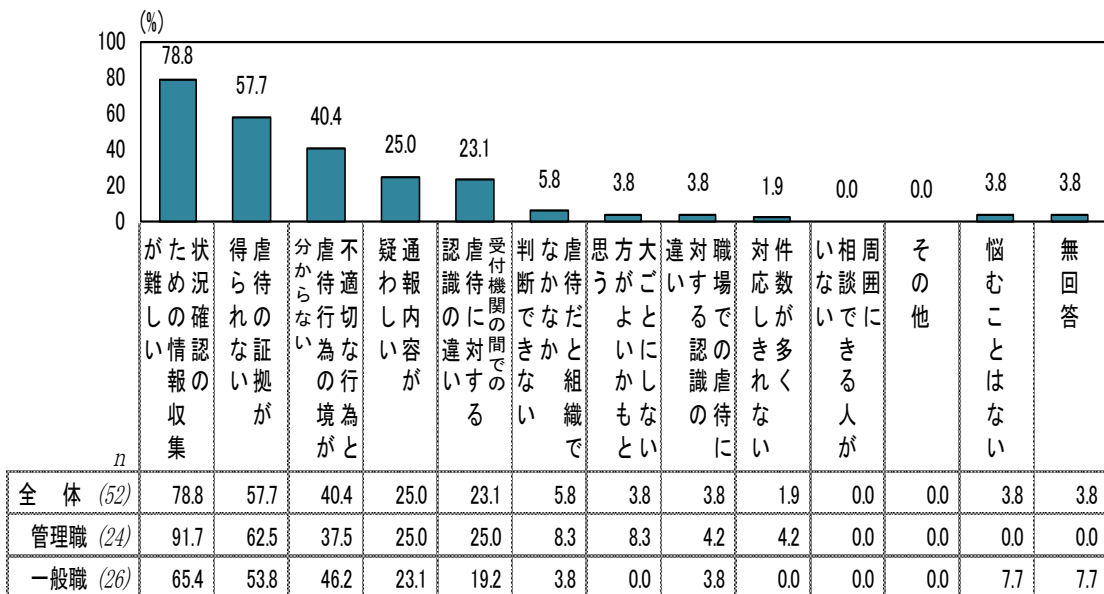


上表中の回答数の多かった9つの設問は障害者虐待の典型例とされる行為ですが、「兄弟から暴言を受けていても、親が放置」「日常的に金銭を渡さない」「食事を食べこぼしたことを頻繁に怒鳴りつける」については、該当すると回答されなかった方も1割~2割あります。また、経験年数5年以上の方に比べて5年未満の方の割合はほぼ倍でした。受付機関としては、経験年数に関わらず虐待に該当する行為について認識出来るよう啓発していく必要があります。

4. 障害者虐待の対応にあたり困難なこと

(1) 障害者虐待の判断にあたって困難なこと

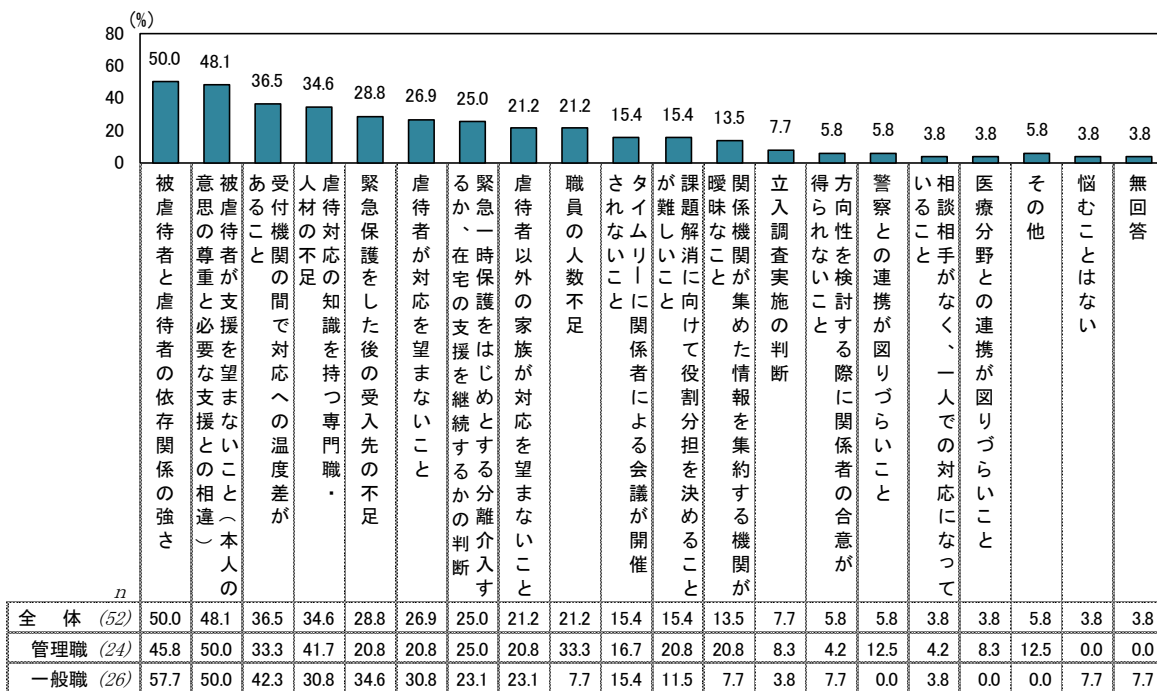
(複数回答:3つまで)



受付機関の多くが「情報収集」や「証拠が得られない」ことで判断の困難さや迷いを感じているという現状があります。正確な判断をするためにも、はじめから「虐待ではない」と決めつけず、継続的な見守り体制を作り、見守りの中で事実確認を積み重ねていく等の努力が求められます。

(2) 障害者虐待の対応にあたって困難なこと

(複数回答:5 つまで)

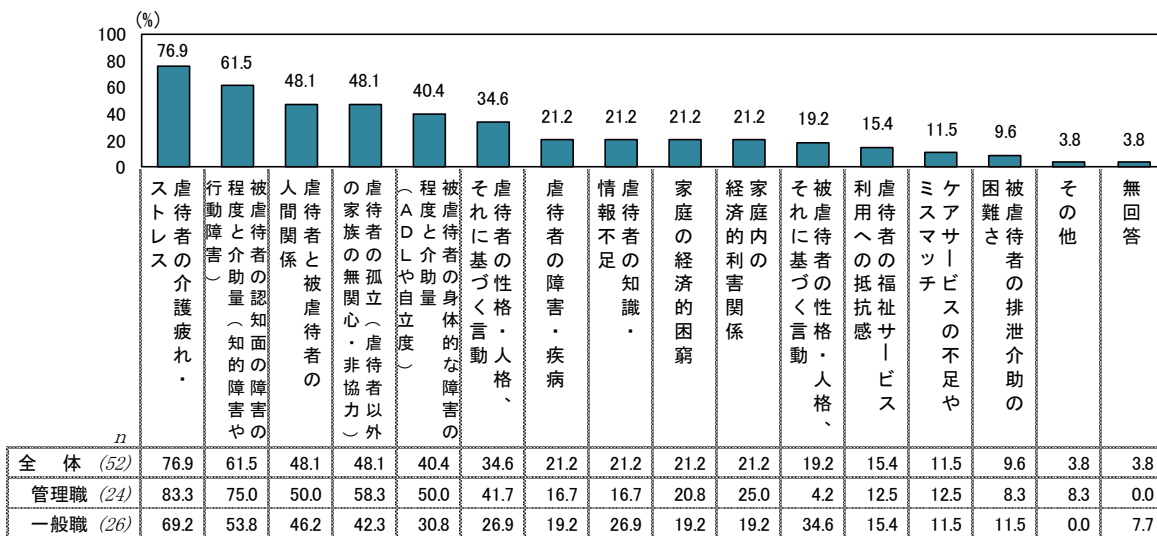


高齢者虐待受理機関の調査結果と比べると「虐待対応の知識を持つ専門職・人材の不足」と回答したのは高齢では 14.9%、障害では 34.6%でした。また、「職員の人数不足」と回答したのは高齢では 11.4%、障害では 21.2%であり、障害では虐待対応にあたる職員体制の不足が深刻な課題であることが明らかとなりました。また、「緊急保護をした後の受入先の不足」と回答したのは高齢では 10.5%、障害では 28.8%であり、障害者虐待の緊急保護受入先の確保も大きな課題です。

5. 障害者虐待の防止に向けて求められること

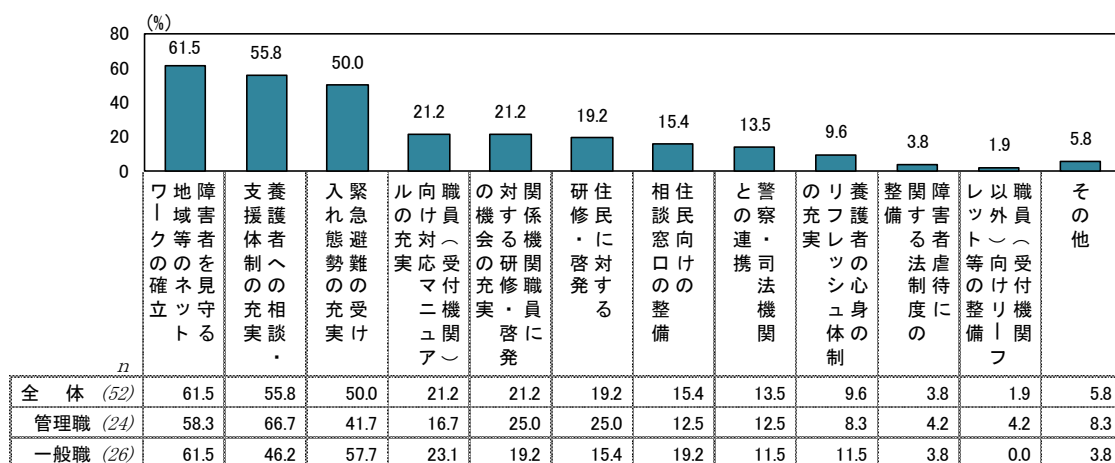
(1) 障害者虐待の要因について

(複数回答:5 つまで)



(2) 障害者虐待の防止に向けて必要なこと

(複数回答:3つまで)

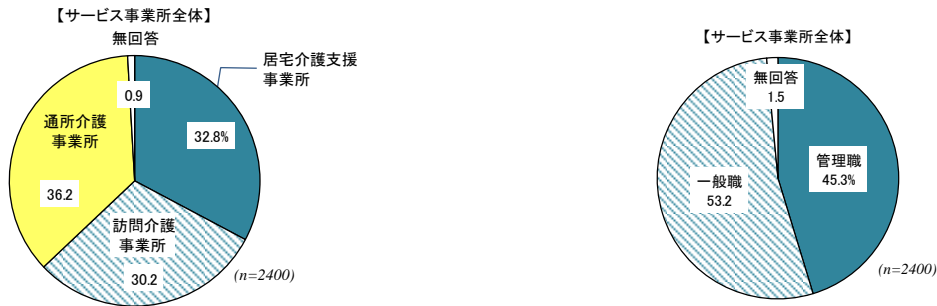


養護者による障害者虐待の防止に向けて必要なことについては「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」「養護者への相談・支援体制の充実」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」の回答が5割を超えました。他の課題にも着目しつつ、地域での見守りネットワークの確立や養護者への支援体制及び緊急避難先の充実などについて、早急に進めていくことが必要です。

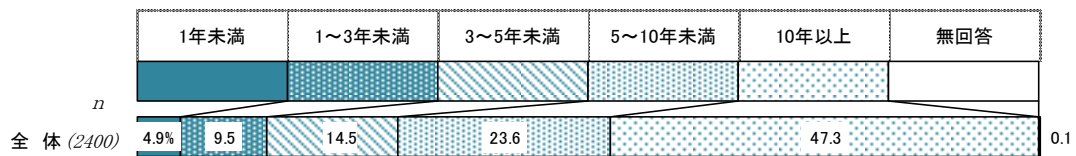
Ⅲ 調査対象：介護保険サービス事業所

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別及び役職

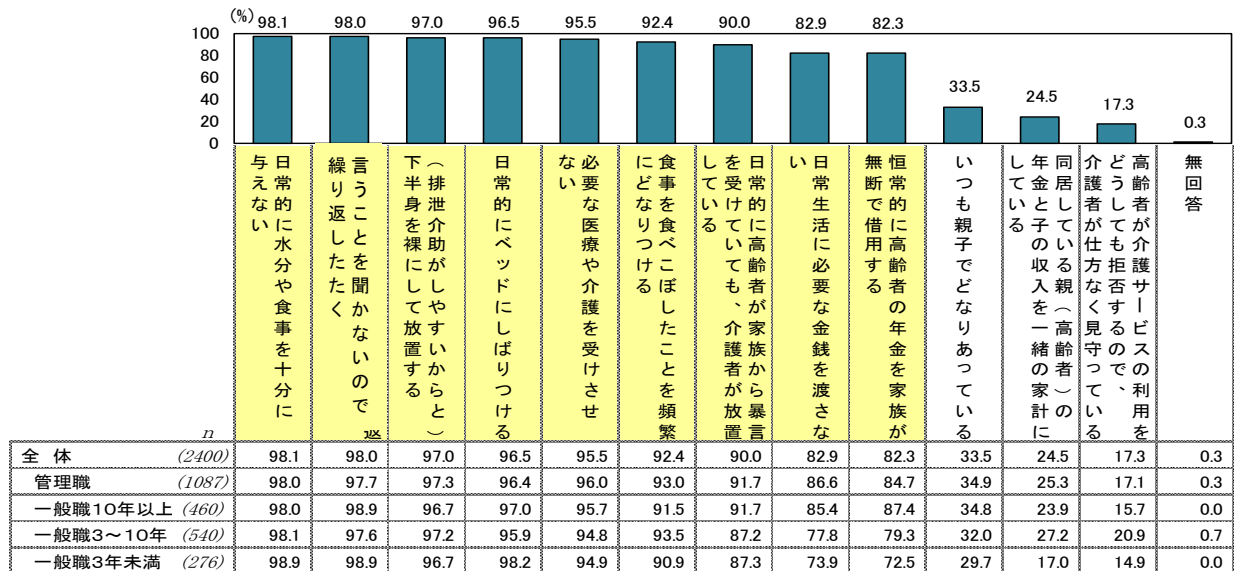


(2) 経験年数



2. 高齢者虐待に該当すると思う行為

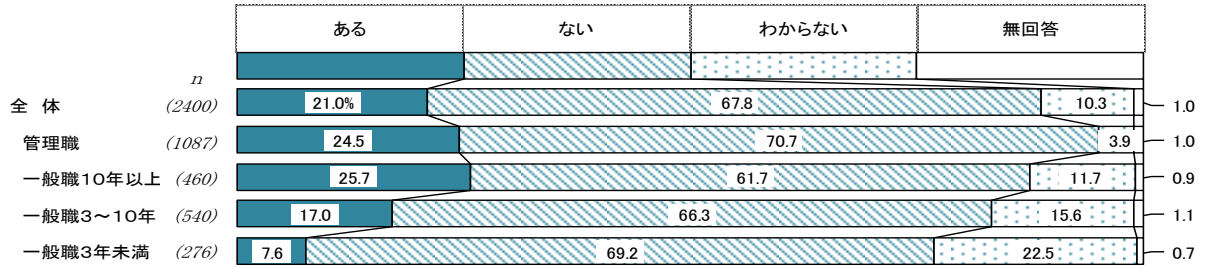
(複数回答:制限なし)



高齢者虐待の典型例とされる行為は概ね高い割合で虐待に該当すると回答を得ました。また、上表中の各行為をサービス提供先の家庭で実際に見たり気づいたりした経験が回答者の7割があると回答しています。

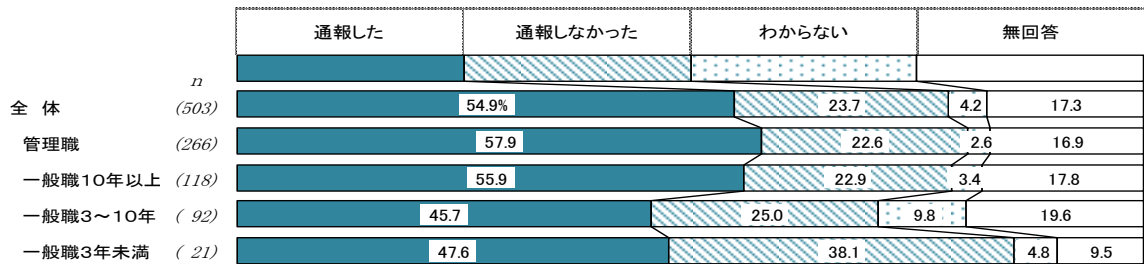
「目にしたことはない」と回答した人は、研修・セミナー等への参加率が低い結果が出ています。高齢者虐待の視点や意識を持つことで、より早期の発見につながると考えられます。また、高齢者虐待を発見した場合には、証拠がなくても通報できることについての設問において「虐待の疑いがあれば通報してよいと思っていた」と回答したのは77.3%で、事業種別では、居宅介護支援事業所が87.3%、訪問介護事業所が74.8%、通所介護事業所が70.7%でした。業務上で知り得たことであっても、高齢者虐待の通報は守秘義務や個人情報保護よりも優先されることの認識については「知っていた」が71.3%で、事業種別では、居宅介護支援事業所が84.5%、訪問介護事業所が69.4%、通所介護事業所が60.8%でした。事業種別に認知度に差があることもわかりましたので、法律の基本的な事項を啓発において配慮する必要があります。

3. 高齢者虐待に気づいたケースの有無



4. 通報について

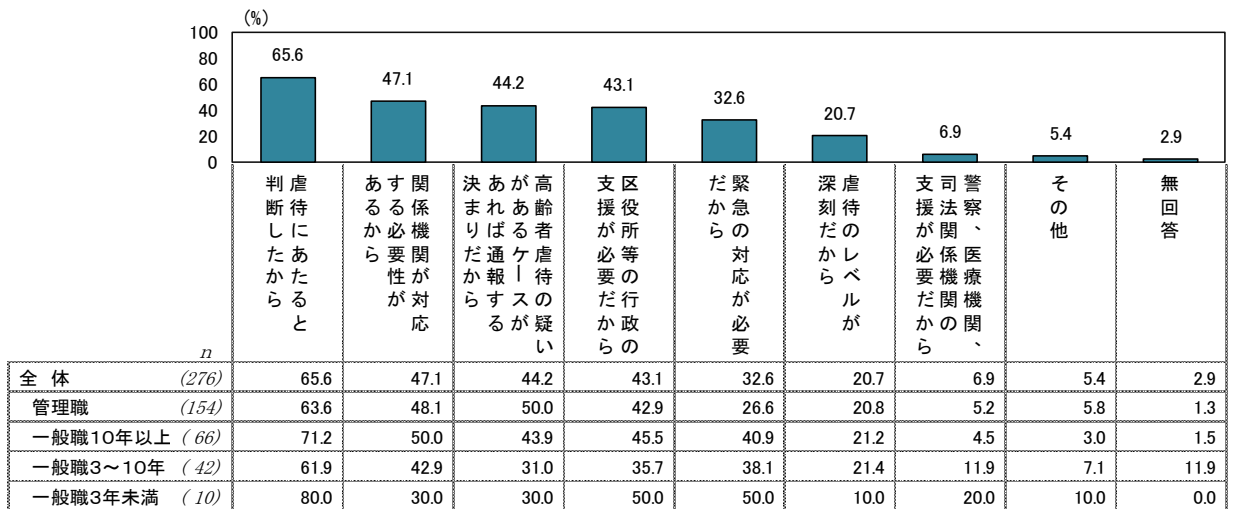
(1) 通報の有無



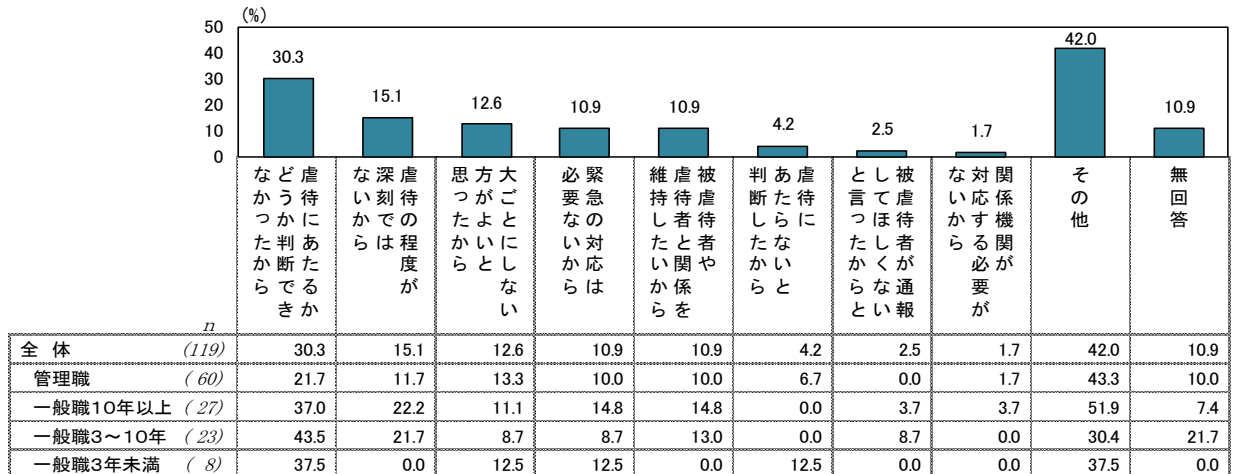
(2) 通報の判断理由

○ 通報した理由

(複数回答:制限なし)



○ 通報しなかった理由

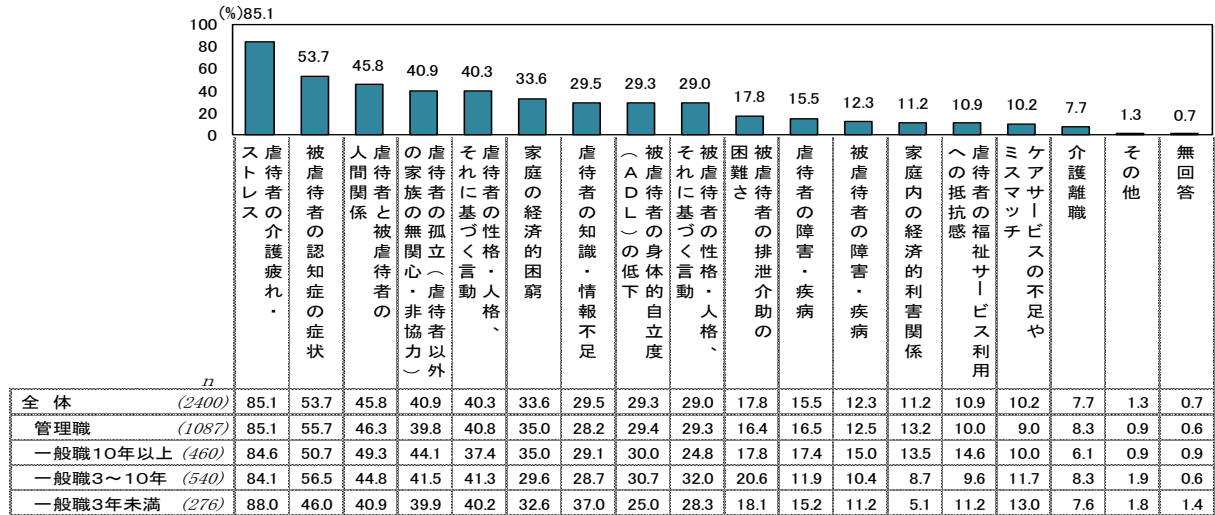


虐待の受理機関に通報したかを尋ねると通報した割合は、54.9%で、通報の判断理由は、上記表のとおりでした。さらに、通報しなかった理由の設問において「虐待の程度が深刻でないから」「大ごとにしないうがよいと思ったから」「被虐待者が通報してほしいと言ったから」等から通報をしなかったとの回答があります。通報がなければ支援の第一歩を踏み出すこともできません。虐待の疑いがあれば通報するという意識の啓発が必要です。

5. 高齢者虐待の防止に向けて求められること

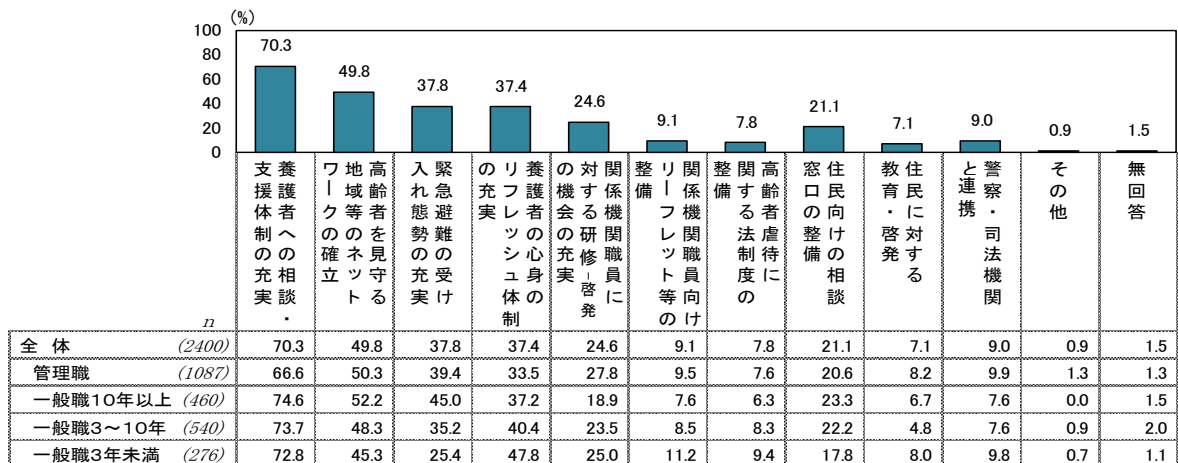
(1) 高齢者虐待の要因について

(複数回答:5つまで)



(2) 高齢者虐待の防止に向けて必要なこと

(複数回答:3つまで)



高齢者虐待の要因についての設問では「虐待者の介護疲れ・ストレス」が85.1%で圧倒的に多く、次いで「被虐待者の認知症の症状」「虐待者と被虐待者の人間関係」が半数前後でした。

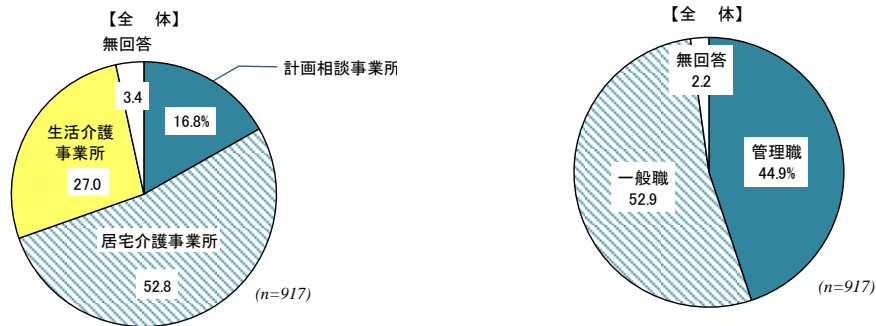
養護者による高齢者虐待の防止に向けて、必要と感じることについては「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多く、次いで「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」が多い結果になりました。

一人の考えだけではなく、多角的な視点で対応することが有効となります。積極的に通報し、関係者が集まって支援会議やケース会議等を開催していくことが必要です。

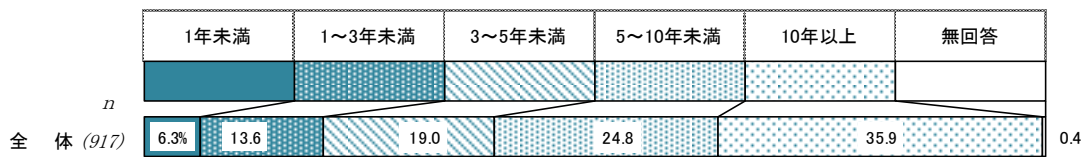
IV 調査対象：障害福祉サービス事業所

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別及び役職

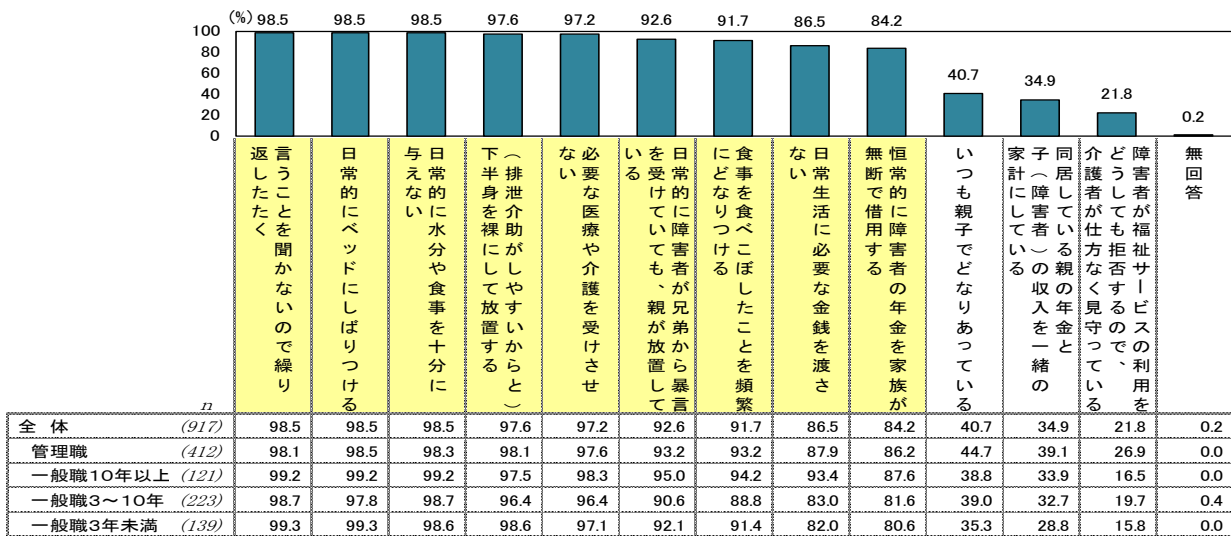


(2) 経験年数



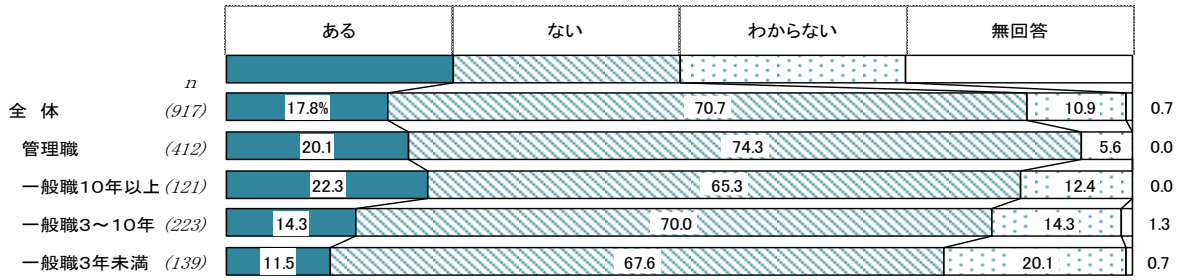
2. 障害者虐待に該当すると思う行為

(複数回答：制限なし)



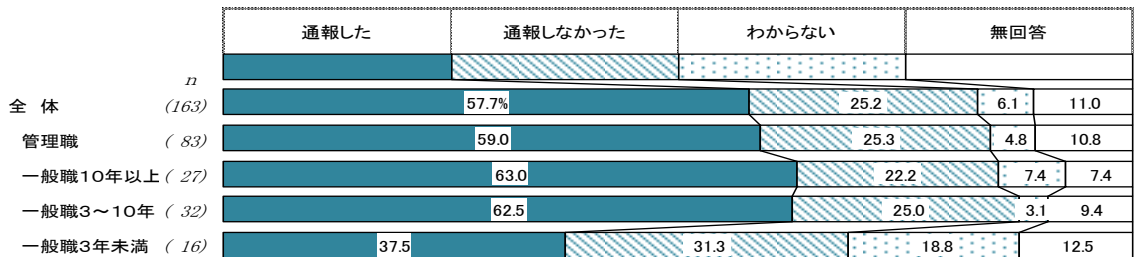
障害者虐待の典型例とされる行為は概ね高い割合で虐待に該当すると回答を得ました。また、上表中の各行為をサービス提供先の家庭で実際に見たり気づいたりした経験については、回答者の6割がいずれかの状況を見たり気づいたりした経験があると回答しています。「目にしたことはない」と回答した人は、研修・セミナー等への参加率が低い結果が出ています。障害者虐待の視点や意識を持つことで、より早期の発見や通報につながります。また、障害者虐待を発見した場合には、証拠がなくても通報できることについての設問において「虐待の疑いがあれば通報しなければならないと思っていた」と回答したのは75.9%で、事業種別では、計画相談事業所が92.2%、居宅介護事業所が74.4%、生活介護事業所が69.0%でした。業務上で知り得たことであっても、障害者虐待の通報は守秘義務や個人情報保護よりも優先されることの認識については「知っていた」が71.4%で、事業種別では、計画相談事業所が83.8%、居宅介護事業所が71.1%、生活介護事業所が64.5%でした。事業種別に認知度に差があることもわかりましたので、法律の基本的な事項を啓発において配慮する必要があります。

3. 障害者虐待に気づいたケースの有無



4. 通報について

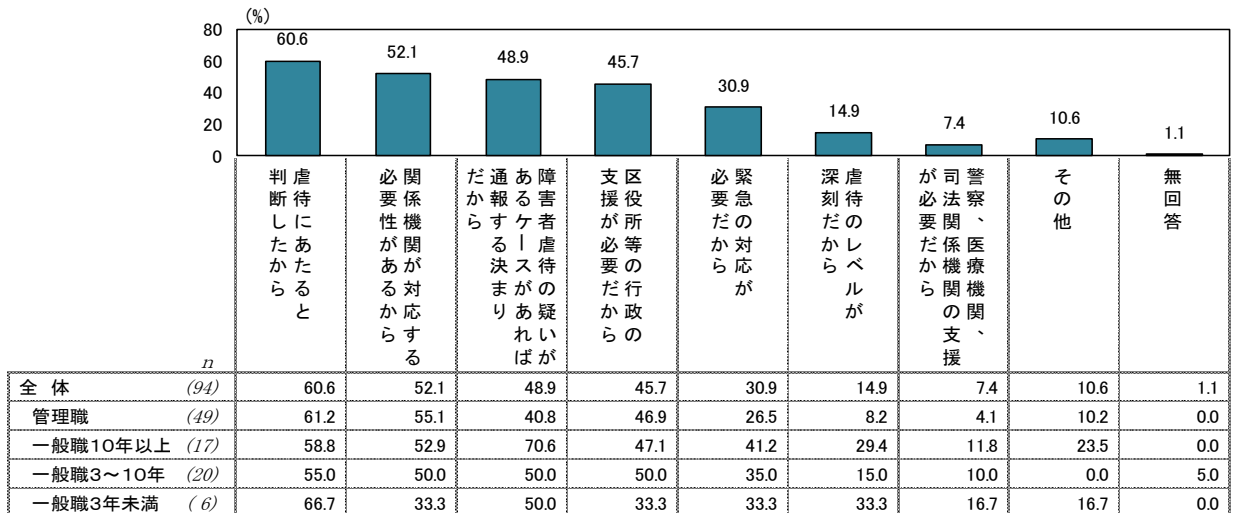
(1) 通報の有無



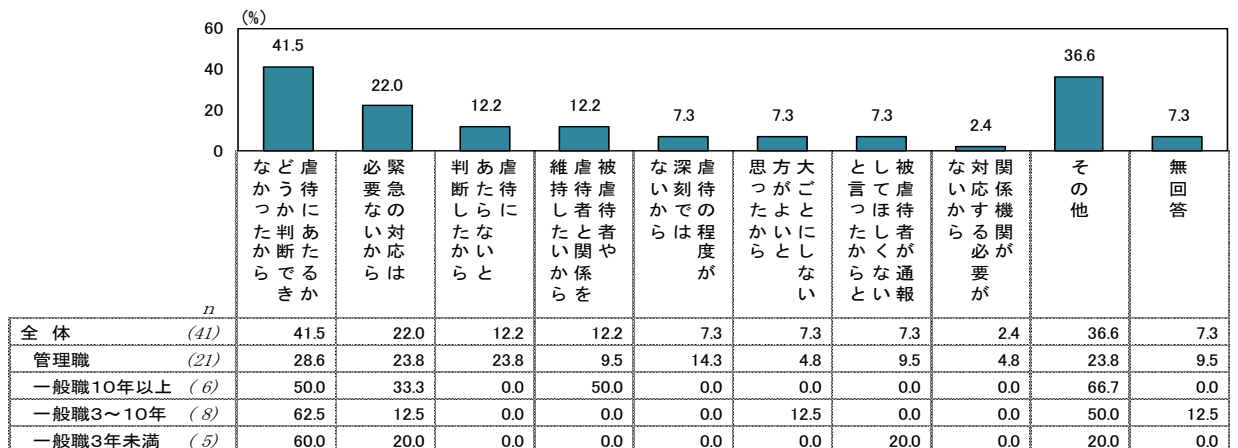
(2) 通報の判断理由

○ 通報した理由

(複数回答:制限なし)



○ 通報しなかった理由

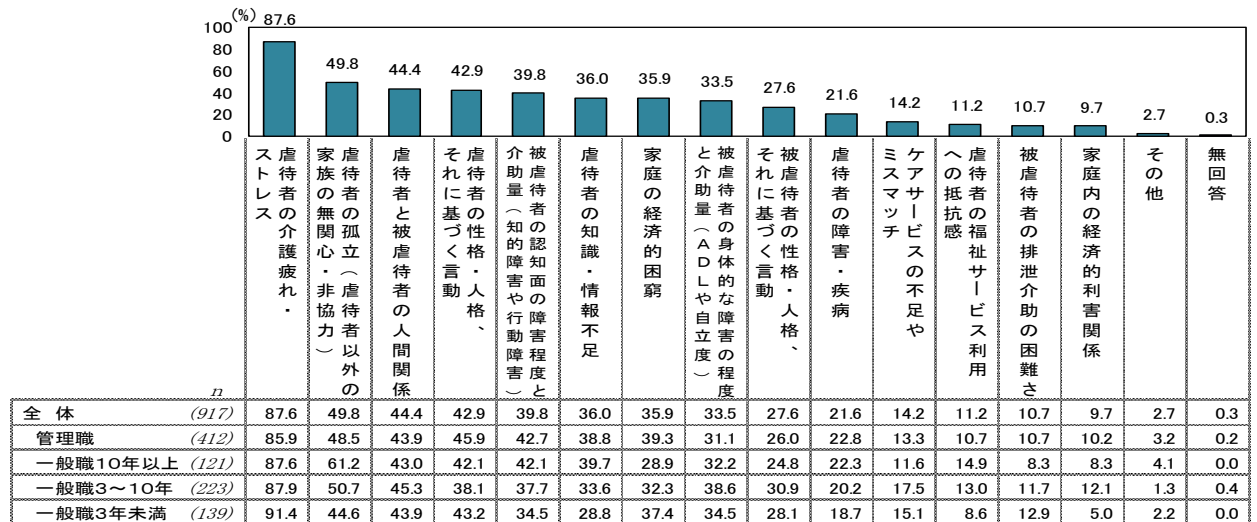


虐待の受付機関へ通報したかを尋ねると、通報した割合が6割近くで、通報の判断理由は上記表のとおりでした。通報しなかった理由の設問において、「虐待にあたるかどうか判断できなかったから」が41.5%で最も多い結果になりました。また、数名ではあるものの「虐待の程度が深刻でないから」「大ごとにしないうほうがよいと思ったから」「被虐待者が通報してほしいと言ったから」の理由で通報をしなかったとの回答があります。虐待防止法は決して虐待者を罰する法律ではありませんし、通報がなければ支援の第一歩を踏み出すこともできませんので、虐待の疑いがあれば通報するという意識の啓発が必要です。

5. 障害者虐待の防止に向けて求められること

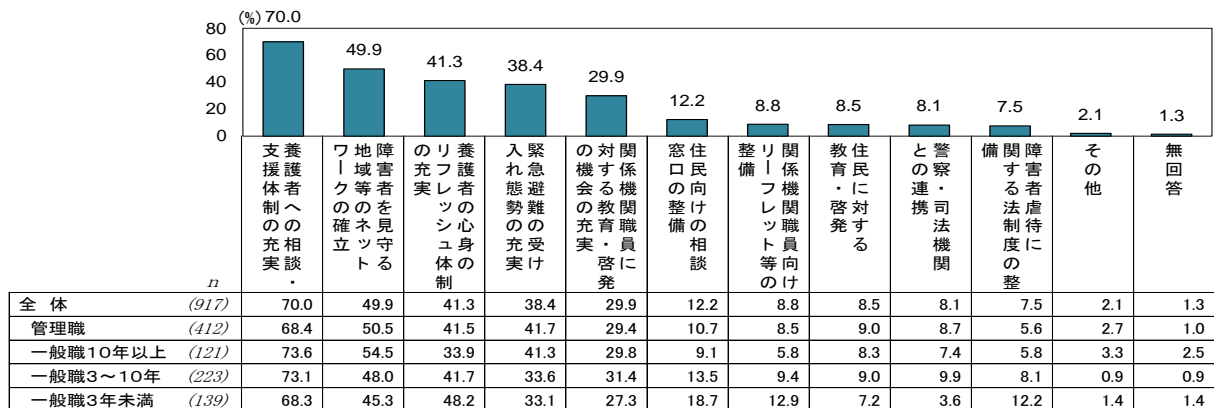
(1) 障害者虐待の要因について

(複数回答:5つまで)



(2) 障害者虐待の防止に向けて必要なこと

(複数回答:3つまで)



障害者虐待の要因についての設問では、「虐待者の介護疲れ・ストレス」が87.6%で圧倒的に多く、次いで「虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力)」「虐待者と被虐待者の人間関係」「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」が4割強でした。

養護者による障害者虐待の防止に向けて、必要と感じていることについては「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多く、次いで「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」が多い結果になりました。

一人の考えだけではなく多角的な視点で対応することが有効となります。積極的に通報し、関係者が集まって支援会議やケース会議等を開催していくことが必要です。